

# 「西京区安心安全・花いっぱい運動」 花の寄せ植え物品支給希望者の募集要項

西京区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」西京区版運動プログラムに基づき、「地域の絆で安心安全なまち西京」を目指す区民の皆様の防犯のための自主的な環境整備活動を支援している。

この支援の一環として、通学路や路地裏などで花の撫育管理（施肥・水やり・除草等）を行うことにより、美しい景観や、犯罪予防となる環境をつくることを目的として、花の寄せ植え物品の支給を希望する者（以下「申請者」という。）を下記のとおり募集する。

## 記

### 1 対象となる申請者

犯罪予防対策を目的とする本事業の趣旨に賛同し、継続的に花の撫育管理を行うことができる西京区内の地域団体及び事業者等（西京区内で活動する事業者を含む。）

### 2 支給にかかる基本条件

- (1) 美しい景観づくりだけでなく、犯罪予防となる環境づくりを意識した効果的な設置や、登下校時などの撫育管理に努めること。
- (2) 自転車盗難等の発生件数の多い箇所等、犯罪抑止効果が高いと考えられる場所への設置や、面的又は線的にまとめて配置する等、より高い効果が期待される申請については優先的に支給する。
- (3) 予算の範囲内での支給となるため、希望数量を支給できない場合がある。

### 3 申請方法

- (1) 申請場所  
西京区役所地域力推進室まちづくり担当  
洛西支所地域力推進室まちづくり担当
- (2) 提出書類  
ア 「西京区安心安全・花いっぱい運動」支給申請書（様式1）  
イ 設置予定場所を記した地図及び現況写真  
ウ その他区長が必要と認める書類

### 4 申請に際する注意事項

- (1) 公道上には設置しないこと。ただし、道路管理者が特に認めた場合は除く。
- (2) 私道や私有地への設置については、所有者の承諾を受けていること。
- (3) 通行者や自転車通行者等、災害時の避難や消防活動の妨げにならないように設置すること。

## 5 支給の決定

- (1) 申請者及び支給物品の数量等は、予算の範囲内で西京区長が決定する。
- (2) 支給の決定に際し、必要に応じて「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」西京区推進協議会に意見を求めることができる。
- (3) 支給、不支給の決定については、「西京区安心安全・花いっぱい運動」支給数量決定通知書（様式2）又は「西京区安心安全・花いっぱい運動」不支給決定通知書（様式3）により申請者に通知する。

## 6 支給後の注意事項

- (1) 支給後すみやかに「西京区安心安全・花いっぱい運動」受領及び設置完了報告書（様式4）を提出すること。
- (2) 撫育管理に係る費用（水道代等の通常管理にかかる費用）については、申請者が負担すること。
- (3) 撫育管理を適切に行い、盗難、破損等のないよう努めること。
- (4) 支給物品の目的以外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却は行わないこと。
- (5) 予算の範囲内での支給のため、希望された数量を支給できない場合があること。
- (6) 撫育完了後のプランターや用土等の物品については、新たな花苗の植付け等、再利用に努めることとする（申請者費用負担）。なお、これらの物品が不用となった場合は申請者が適切に廃棄すること（廃棄する際は、プランターは家庭ごみ又は大型ごみとして、また、用土は大型ごみとして廃棄すること。）。

## 7 問合せ先

西京区役所地域力推進室まちづくり担当

電話 075-381-7197

洛西支所地域力推進室まちづくり担当

電話 075-332-9318